

確定拠出年金にかかる税制措置について

掛金の税金について

支払われた掛金については全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除)の対象となり、所得税、住民税が軽減されます。

毎年11月に、その年の1月から12月までに支払った掛金について国民年金基金連合会が控除証明書を発行し送付いたしますので、確定申告や年末調整で所得控除を受けるときに添付してください。(事業主払込の場合は発行されません。)

なお、掛金が給与等から天引される場合には、源泉徴収額の計算にあたって社会保険料と個人型年金掛金の合計額を控除した残額に相当する金額の給与等の支払があったものとみなして計算することとなっております。

運用時の税金について

年金資産に対し課税する特別法人税は現在凍結(課税停止)中です。

受給時の税金について

・老齢給付金

年金での受給...公的年金等の雑所得となります(公的年金等控除が適用)。

一時金での受給...退職所得となります(退職所得控除が適用)。

・障害給付金⇒非課税です。

・死亡一時金⇒みなし相続財産として相続税がかかります。

・脱退一時金⇒一時所得となります(但し、50万円の特別控除が適用されます)。

〈参考〉社会保険料控除と小規模企業共済等掛金控除の違いについて

社会保険料控除は、世帯主などが生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき社会保険料を支払った場合にも所得控除が受けられるのに対して、小規模企業共済等掛金控除は、加入者本人の掛金しか控除できません。

制度への加入に関する最終決定はお客様ご自身の判断と責任でなされるようお願いいたします。DCは原則60歳まで引き出すことができません。資産運用の結果によっては元本を下回る場合があります。加入中は所定の手数料がかかります。記載内容は岡三証券が信頼できると判断した情報源からの情報に基づいて作成したのですが、その情報の正確性、完全性を保証するものではありません。また、本資料に記された意見や予測等は、資料作成時点での岡三証券の判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。